

平成30年度第4回宇治市廃棄物減量等推進審議会議事録

【日時】平成31年2月14日(木)午後3時から午後4時30分まで

【場所】うじ安心館 3階 大ホール室

【出席者】

委員：郡寫会長、寫副会長、池上委員、渡辺委員、岸委員、池田委員、佐脇委員、
三浦委員、池本委員、栗山委員

事務局：福井部長、井澤副部長、吉田課長、妹尾副課長、原係長、竹中島係長、
中村主任、高田主任

【概要】以下のとおり

(開会)

- 課長挨拶
- 会長挨拶
- 議事進行(議長：郡寫会長)
- 「宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」第9条第2項に基づく、委員の過半数の出席により本会議が成立していることの確認・報告(事務局)
- 「宇治市審議会等の会議の公開に関する指針」及び「宇治市廃棄物減量等推進審議会 会議傍聴に関する要項」に基づく公開を進めることの確認(会長)
- 報告① 「宇治市第3次ごみ処理基本計画(素案)に関するパブリックコメントの意見概要及び市の考え方について」

(事務局報告)

○宇治市第3次ごみ処理基本計画(素案)に関するパブリックコメントの意見概要及び市の考え方について報告。

(質疑・応答)

会 長：ありがとうございます。それでは委員の皆様方のご意見、あるいはご質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

委 員：一般的にパブリックコメントの公表の時は、意見と意見に対する宇治市の考え方と、それともう一項目あって、それを修正として取り入れるか、取り入れないかの欄があるのですが、もう一ついただいている修正資料がそれになると思いますが、それに関わって質問してもよろしいでしょうか。

事 務 局：はい。

委 員：最初の考え方について、有料袋制の反対意見が85人、95.5%。古紙回収事業の推進についても、見直し反対が84%。パブリックコメントの意見を考慮するというのが、パブリックコメントの大きな意義です。これを考えれば、有料ごみ袋制導入と古紙回収事業の推進が、少し表現が付け加えられていますけど、なぜこう

いう事になるのでしょうか。これはパブリックコメントを考慮すれば計画から外すべきではないのですか。

会 長：あくまで市がやっている事と、市がそういうふうと考えている。それからこういう市民の反対意見がある。それを審議会としては両方とも知った上で、どういう答申案を書くかという事が重要な話で、市が書き直して、全て市の理論を元に審議会が成されているというのは、ちょっと主旨が違うのではないですかね。

市民の反対意見があります。全体として市がこう考えています。という事を我々が委員として理解するために、審議会に資料として提出された物であろうと思っています。

従ってそれを勘案した上で最終的な市案の中で我々が議論する。それを取り入れるかどうかは市の考え方です。我々の答申を丸々市がやるという訳ではありません。そういう面から言うと、あくまでこれは参考資料であって、これを取り入れなければならない。市に意見を言うとかそういう形ではないと思います。そういう取扱いで進めまして、審議会としては中立性と言いますか、独立性を取りたいと思います。

事 務 局：次の修正部分にも関わる分でございますが、財政の問題でございますとか、それから現在の置かれている情勢の変化の中で、しんどい事かもしれませんけれども、来年度以降の事について、検討していかなければならないという所で、こういう表現にしているところです。

委 員：市の考え方についてもお聞きしてもよろしいですね。市の考え方で多く、この有料ごみ袋制についてはごみの減量を実現するため、更に減量を進めるためにとあります。そして、この基本計画の素案を見たのですが、素案の14ページに、この間のごみ発生量の実績という事で、家庭系ごみの量は平成20年と比較して15.3%減っていると書いてあります。10年前の目標は8%の減量目標にしていたのが、大きく達成している訳です。

更に15ページの表を見ましたら、家庭系ごみの、もえるごみともえないごみを合わせたのが、第2次の目標の基準年である平成19年の548gが、平成29年の実績で1人あたり435gになっているという事で、これ見ましたら22%も削減されているのです。ということは、平成21年に作られた8%の目標をさらに大きく2.5倍。これから作ろうとしている第3次の目標年次も超えて15年分も目標を達成しているのです。それもごみ袋有料化無しで。それだけの実績があるのですから、ごみ袋有料化しなくてもすでに25年分ですか、平成20年から考えて第3次もカバーするくらい進んでいるのです。

だから、ごみ袋有料化しなくてもいいのではないのですか。減量に繋がる。しなくてもやってきているのですから今まで。これはどうでしょうか。

事 務 局：計画の元の所に入っていくと思いますけど、まず一つは現状と言うのが436gと

いう所でございます。平成 29 年度の実績でございますが、次は、400g を目指すというのが新しい目標になっております。家庭系ごみについても、事業系ごみについても 8% という数字をさらに減らして行こうという目標としております。このごみ減量化の流れというのは、この後にも出てきますけど、宇治市だけではなくて国でありますとか、国際的な流れでもさらに減らしていこう。もしかしたら、ごみというのは無くしていこうというのが究極の目標だと思っています。

委員：その考え方が違うと言う事です。実態としてもこの 10 年間でやってきているのです。ごみ袋有料化なしで、22% まで減らしてきますのです。

それともう一つ、実態的にごみ袋有料化した自治体、先進地の所を検討していると言っていますけど、宇治市は城南衛生管理組合、3 市 3 町エリアの中で一人あたりのごみの量が一番少ないのです。それと、ごみ袋有料化している亀岡市が 15 年前に有料化しましたが、有料化している自治体よりも、宇治市の方が有料化なしでやってきた現状の方が進んでいるのです。

だから、ごみ袋有料化で現状が進むと言うのは、宇治市の考え方は根拠が無いと言えます。

それと前に会長が紹介された、去年の 10 月から木津川市もごみ袋有料化をやりましたが、現状は木津川市よりもさらに宇治市は家庭ごみの量が少ないのです。そこに持って来て、さらにごみの減量化に繋がるという宇治市の考え方は当てはまらないのではないですか。

事務局：さまざまな下地があるかとは思いますが、一般的には有料化をすれば減量するという考え方、国の方のデータもございまして、一般的に言われている所でございます。

委員：85% になっているという事は、この資料で分かりますけど、どのくらいの水準なのかという事がこれだけだと分かりにくいと思います。と言うのは、他の市町村の資料を集めて比べて、その中でどのくらいなのかを示してくれた方が分かりやすくなります。これは減量率だけであるのは難しいので、中身は別ですね。家庭系の場合にはどの数字が出てきていますか。

事務局：可燃系です。

委員：可燃に集中してされるという事と、それからもう一つ。処分場の問題とも書かれておりますので、どのくらいの量を持ち込んだらどのくらいで寿命がくる、という事についても、きちんと明示をしていただいた方がいいと思います。

それともう一つ、この説明の中で市の財政状況が厳しいと書いてありますので、どの程度厳しいのか文言だけでは分かりにくいので、説明資料としては市の財政見通しとか、その中でごみ処理がどのくらいの比率を占めているのか、という事について示してもらわないと分かりにくいと思います。

委員：有料ごみ袋製の 2 番の所ですけど、市民負担の軽減策、財源の活用方法を検討す

るといことですが、実際一家庭あたりどのくらいの負担増を想定するのかを考えていて、具体的にどういう軽減策があるのか。ここで財源として入ってきたお金を、具体的にごみ対策だけに使用しようとしているのか、市全体の厳しい財政に使おうとしているのかという事をお聞きしたいと思います。

それと、3番目の所のすでに導入している自治体のごみの減量化が達成しているという事ですが、何で有料ごみ袋制を導入したらごみが減るのか。根拠が分かれば教えて欲しいと思います。

もう一点は、6番の所の市民皆様への説明会等の実施を努めていくという事だと思うのですが、具体的にどういう説明会を行政として開こうとしているのか。と言いますのは、パブリックコメントの書類を見ていましたら、パブリックコメントの意見としては、かなりの人数が反対と言うか、慎重と意見が多いと思うのです。この人達の意見を考えた時に、どういう方法で説明をして理解を得るかという事が、非常に難しいと思うのですが、その方法が具体的にあれば教えて欲しいと思います。

事務局：具体的にやるという事を決めている訳ではなく、これから考えるという事です。具体的な形を今示すというのも無いというのが実情です。答え方が難しいなというのも一つあります。

ただ、京都市みたいにしないといけないとか、品目的にリサイクルの有料化はしないとか、前回のご意見にもありましたが、一定数お配りして、一定を超えた所だけ、多く出す人だけやるのかなというところなのですが、そこは決まっておられません。

ごみが減るのは何故かという所であれば、色々な事が言われていますが、一つはいっぱい出す人が有料袋化にする事によって、やっぱりお金が掛かるから止めておこうかなと考えるところがございます。意識が高い方については、既にやっているでそういった部分は少ないかもしれません。たくさん出される事に対して、インセンティブというか、お金を払わなければならないから出さないでおこうかなという意識が働くのかなと思います。

あと説明会の関係ですが、やるとなった時に木津川市とか京都市の事例で聞いているのは、1人の方から説明の依頼があったら1人でも対応していくという事をお聞きしていますので、そういった事も含めて、1人1人大切な市民でございいますので、しっかり説明をさせていただくということはやらなければならないと思います。

会長：ありがとうございました。先程委員がおっしゃったとおり、重要なのは可燃ごみなのです。それは環境の観点からも埋立て、焼却を出来るだけ減らしていくことです。

基本的に世界的な流れから言うと、焼却、埋立てを無くすと言う事を、それを

ごみゼロという形で呼んでいます。ヨーロッパはほとんど埋立指令とか焼却指令等によって、埋立ては 2005 年から基本的にダメになっていますし、焼却についても、いわゆる熱エネルギーを利用する事を除いては焼却を一般的にはしない。

だからどれだけごみを減らしても良い訳なのです。ごみはかなり減ったから、他の都市と比べてという訳にはいかない。やはり世界的な流れというのはごみゼロを目指す。日本の中でもいくつかの所ではごみゼロを目指している形の基本計画を立てている。努力をしている所もございます。そういう面から言うと、宇治市は近畿で、あるいは日本の中でも、これまで一生懸命、市民の努力によって減量化していった訳ですから、さらにリードした形でごみゼロを目指していくという形の先進都市を目指して欲しいと私は願います。

そういう面で、可燃ごみをどうするかという中で、ある一定の努力の元でやれば、財政的な制限がある中ではそういう事を考えながら、なおかつ前回出ましたような形の観点から理解を得ていく。そのために説明会を開かれるのだろうと思われるのですが、そういう形の展開でやっていただければと思います。

だいたいどの都市でも、一生懸命努力をして減らされてという形の中で、反対論というのは出てくる訳で、しかし実際に実証していく中でそういう問題が解決するという事はかなりございます。それはやり方ですね。経験であるとか、色々な形によってごみの減量の多い、少ないが決まってきました、まだまだ我々が検討しなくてはいけない形で、どういう形で市民の危惧、市の財政的な問題、全体を勘案しながら、その制約の元にどれだけ両立をさせる、あるいは成立をさせる、というような関係を目指していくかが、この審議会の知恵の出し所だろうと思います。

委員：先程委員が全国的な資料が必要とおっしゃっていました。こういうのが全然出ていない中で、宇治市の考え方に説得力が無いと思います。

そして、全国的な、具体的な数字ではないですけど、ここに有料化の効果の学術的研究ということで、参議院事務局企画調整室という所が 2006 年 12 月に発表している立法と調査という冊子にこういうふうにかかれてあります。有料化直後には減少されるケースが多いものの、一定期間が過ぎれば又ごみの量は増えるという、リバウンドというのがある。これは減量効果を継続させる工夫を検討すべき。こういう事を言っているのですね。だから、有料化が減量化に繋がるとは限らないと学術研究でも言われているのです。

そしてまた、ここで前回も紹介がありました名古屋市の例が取り上げられてきて、名古屋市では有料化がごみ減量という点では緊急性が少ない。実践の結果からこういう結論に達している。有料化が宇治市のごみ減量化に繋がるという考え方は、自らの第 2 次ごみ処理基本計画進めてきた、この実績をもっとしっかり精査して捉えてない矛盾した考え方だと思えます。そういう点をどうお考えですか。

事務局：有料化の方法の中で、リバウンドというのは制度を導入した直後にグッと下がって、慣れてきたらちょっと戻って、その後どうなっていくかという事ですけど、色んな評価があるとは思いますが、その後は下がっていく所があるのではと思うのが一つです。

今まで市民の皆様のご協力の元に第2次の目標を大きく達成できたということは、当然ありがたいことですし、みなさんで胸を張れる事ですけど、新たな時代に向かって行く時に、財源の問題がどうしても避けては通れない問題というのは理解していただきたいと考えております。

繰り返しになりますけど、導入するというのを決めた訳ではなくて、しっかり検討していかなければならないという所でご理解をいただきたいと思います。

委員：財源の問題ですけど、素案の34ページに類似団体の数値が上げられています。ここに宇治市と同じぐらいの人口の都市があるのですが、この間東京都の三鷹市に行きましたけど、三鷹市は確か民間委託をしていて、ごみ袋有料化も10年程前からやっています。ここ三鷹市は一人あたりのごみ総排出量は704g/日。宇治市は815g。

確かに宇治市の方が高いですけど、その人口一人あたりの年間処理経費を見ましたら、宇治市の方が低いです。だから、ごみ袋を有料化したからといって、処理経費が少なくなるとは限らないのです。自らが資料として上げられている数値からも言えるのではないですか。

事務局：一般的に今の水準で申し上げれば、第2回目の審議会であったように、関西の自治体というのは大阪湾にフェニックスという埋立処分地があるという所で、埋立て処分地がまだ使えるため、一定安くなる傾向があります。関東の方は持って行き先が無く、相当なお金を掛けて処分をされております。

関西でも、今後も埋立て処分地というのは、新たに設ける事は困難でございますので、そういった事も含めて財源の問題というは考えなければならぬ所でございます。

会長：費用の中に、フェニックスに持って行っている分のコストは入っていないのですか。

事務局：全部のコストですが、宇治市の場合でございましたら、城南衛生管理組合の分担金の中に含まれています。

会長：フェニックスがあるというのは、コストを安くしている理由ではありますね。

副会長：ごみ袋の有料化という話で審議会を進めさせていただいていると思うのですが、10年間に向かっての今回検討ですよ。基本計画という事で。

今先程パブリックコメントの意見の答えで、今後検討行いたいと考えている段階で、具体的な内容はまだ定まっておりません、というのが宇治市の返事になっているのですが、10年間を掛けて検討していくのか、その中で皆様が心配され

ているのが、これさえ通ってしまえば導入になるのではないかという心配をされていると思うのですよね。その部分をお聞かせ願えればと思います。

事務局：一般的には前も申し上げたように、2～3年という期間が最低でも掛かると思っていますので、例えば昨日、新年度予算が発表されていますけれど、来年31年度から何かするという予算も無い状態です。時間は今後一定掛かるというので、お答えとしてよろしいでしょうか。

会長：確かにまだ何も決まってない訳ですからね。

委員：パブリックコメントの使い方といいますか、一般的な性格についてお尋ねしたいのですが、パブリックコメントを出すと、推進、賛成は中々出さない。一般的に。そういう全体の中でパブリックコメントを出す意義が、いわゆるガス抜きに使われているのではないかというふうに思っているのですが、それについてこれを見ると、ちゃんと答えようとしているのと、それから数だけで見れば、96人という意見提出者ですから、数としては多いと思うのです。その点関心が高いというので、それだけ意見が出るのだと思うのです。

このパブリックコメントの出し方、長い期間なので出たのだと思うのですが、よく分からないのですが、市役所に置いて見に来てくださいというのがよくありますけど、どういう形を出して、どういう形で周知したのかですね。それを踏まえた上で、この96人に対して、どのような形で答えをしていくのか、どう処理していくのかを教えていただきたいと思います。

事務局：パブリックコメントなのですが、宇治市の場合は素案の段階で取るという事と、期間は、一定の期間、1ヶ月と決まっております、基本的な形に沿ったものでございます。あと配架の場所ですけど、市内の各市営の施設、公民館とか、コミュニティセンターとかといった所に置いてありますし、窓口に来られた方もおられますし、ホームページで取られた方もおられます。

この後、公表としましては議会にご報告させていただいた後、答申に向かってまとめていく段階で、いただいた貴重なご意見が採用されたかどうかとも発表していくこととなります。

会長：あくまでも審議会としては、我々が議論していく上における、市民の意見表明、市の意見表明だというふうに捉えていただければと思います。

他に意見ございますか。なければ、前回の議論を踏まえて、それからパブリックコメントを見ながら、それから市の意見も出ましたので、それを踏まえた上で少し修正をしていただいていますので、それをさらに我々が検討して行くという事で、次の議題に進みたいと思います。

宇治市第3次ごみ処理基本計画について、前回の議論の中でも集中しましたのは、古紙の報償金の問題と有料袋化の問題について、それ以外にはですね、だいたい方向としては理解できたと思います。一つSDGsの観点も必要ではないかと

いう形での捉まえ方をさせていただきましたので、これらを踏まえた上で、どういうふうな形で修正していただいたか、修正点を中心に説明をしていただきたいと思います。

(事務局説明)

○宇治市第3次ごみ処理基本計画について説明

会 長：ご質問、あるいはご意見あるでしょうか。

委 員：行動計画が非常に簡素と言いますか、分かりやすくなりました。会長の提案で3Rに焦点を当てて、それぞれ市民、業者の役割とか内容も分かりやすいですし、それから前回のお話で、SDGsの位置づけ。世界的な繋がりでこの計画があることも分かります。この計画をやるには古紙回収事業とか有料ごみ袋制、これを抜いたら出来ませんか。抜いてもこの素晴らしい計画は出来ると思うのですけど。

事 務 局：我々としても、先程から申し上げているとおり、今まで先進的な事業をたくさん、ふれあい収集もそうですけど、やっている中で、やはり財政の問題というのは避けて通れませんので、検討という意味では避けて通れないと考えています。

委 員：抜く方がかえって行動計画とか、処理計画が生きてくると思います。具体的な提案ですけど、SDGsを何らかの形で計画に入れていただきたい。この17の目標具体的に、ここ項目しか書いていないですけど、もしスペースが許すならば。

会 長：根幹的にSDGsは福祉から人権まで全部入っているのですね。経済と環境と社会の統合という言い方をしています、その三つについて、今の世界的な課題についての目標、一つずつ課題を解決していきましょう。そういう面では、非常に具体的な形で、しかも網羅的なものですので、基本計画の意見というのに限定していますので、その中から抜き出して、これで伝わっていますよ、と書いてもらわないといけませんよね。

これを読ませていただいて分からなくなってきたのは何かと言いますと、古紙の問題、それから有料ごみ袋制の問題ですけど、両方とも主体が誰なのでしょう。

つまり、「検討します。」というのは誰が検討するのか。市が検討するのか。それとも、この審議会が検討するように市が申し出るのか。そうすると計画としては中途半端になってきて、審議会で作ったものを基にしながら市が基本計画を立てていくことになるだろうと思います。そういう面から言うと、そこの所をはっきりさせておかないと、「検討します。」とは誰がやるのかがわかりにくいと思います。

市の意向がそのまま審議会に反映されたらまずいので。審議会は審議会なりに独立しています。だからいくつかのチェック機関があるのです。我々が諮問を受けたのち答申し、それに基づいて市が基本計画を立てていくと。そしてそれを議

会の方で報告する等、色々な手続きがあるだろうと思います。

我々は審議会としてこういうふうな形でやっていくと。それを取るか、取らないかは市の判断で、我々はこういうふうに一生涯懸命考えてみました。諮問に答えました。そういう事から言うと、「検討します。」ではないような気がします。我々がやるのではなくて、この検討するあたり主体が混ざっているような気がするのです。そこのあたりの市は、お考えはどうですか。

事務局：基本計画の中で、市民・事業者・行政の中の、行政の項目。資料が飛んでしまっていて、ここだけ抜き出してしているので分かりにくいですが、あくまで我々、市が背負っていくものだと考えています。

会長：そうしたら、この「検討します。」というのは、誰が提案して誰が検討するの。わからなくなります。

事務局：市として検討するものです。

会長：我々が検討するのか。「検討します。」という形でやって、その後引き続き審議会の中で有料化をどうするかというのをやるのか。あるいは、他の委員会を作っていくのか。作業部会を作るとか。そこの所がはっきりしていない。

その中で我々が「検討します。」と書いた場合、提言と基本計画を分けた方が良いのかもしれませんが。逆にこの二つを提言という形でやっていったらいいのです。我々の基本計画の中に、さらにこういう事を提言するという形で、提言として「こういう事を検討します。」という形で、審議会としてはやって、市がそれを受けた場合に審議会でしないで、別途委員会を作ってやると、市が考えたならそれはそれで良いと思います。この二つは提言ではないでしょうか。計画の中に入るんですか。

事務局：計画の中に入ります。

会長：そうすると主体がおかしくなってくるので。提言ではないのですね。

副会長：「検討します。」なら、この審議会ですら「検討します。」という事ですね。それをしているのか。

事務局：我々といたしましたら、ここはあくまで行政の項目なので、行政として「検討します。」という事で書かせていただいて、具体的に例えば、有料ごみ袋制度に関して市の中で次の具体的なやるという話になった時に、もう一度議論させていただくとかの具体案は、今の所は決めておりません。

会長：主体がはっきりしない中で、読み方としては処理計画の中で「検討します。」と言っていますから、その中で我々が了承して欲しいということなのかな。我々に主体性がないのか。宇治市が書くのと、事務局が書く案と、審議会としてのスタンスがごっちゃになっているような気がします。

委員：前も紹介させていただきましたけど、今回はこの指定ごみ袋制、ごみ袋有料化について、別に諮問されて2年間かけて答申されていますね。前の第2次を見まし

たら行政の一つの付属機関ですけど、審議会において検討を進めるとははっきりと書いてあります。まだ行政のフリーハンドではなかったのです、この指定ごみ袋制については。個人的には、前回のやり方の方がわかりやすいと思います。

会長：新しく入られた委員もおられますので、前回の説明をしていただけたらなと思います。

事務局：前回の事に関しては平成22年7月に指定ごみ袋、単純袋制という事で議論をいただいております、第1回の審議会の時に資料として皆さんにお配りしている所です。その時には結論だけ紹介しておりますが、一旦は「単純指定袋制による課題解決を目指す。」という結論をいただいております、具体的には無料の透明袋、白の半透明袋の導入です。

この時、有料ごみ袋制の導入については、「今後の財政需要やごみ量の推移、分別状況の変化等を見守りながら、将来必要な時期に改めて検討を行うことが妥当である。」という結論に至っております。その時の第2次計画は平成21年から30年までの計画でございます、22年の結論でありますから、別途諮問をしております。

また、指定ごみ袋制の導入に関する検討の中で、分別マナーの徹底や収集作業の安全確保、ごみ収集場所の美観向上、ごみ減量への意識付けの観点から、指定ごみ袋制の導入の在り方について、廃棄物減量等推進審議会において検討しております。

会長：我々は「検討します。」ではなく、検討を進めますから。どっちに転ぶかわかりませけど。前の書き方に合わせるのなら、この書き方で良いのかな。今後、どういう形で審議会にて検討するかは別の問題になります。

確かに、今回の場合でも有料化の問題、ごみの問題、ある意味では市の観点であるとか、色々な観点を抽象的に書かれていますので、色々な観点を踏まえてという形の中で、市の中の意見で書かれている訳ですから、これで良いのかな。

委員：審議会の主体性がどこにあるのか。行政がいずれどこかの時点で作る計画を、事務局が審議会に提案したものだというふうに理解していたのです。

そういうふうに受け取った時に、他の事もそうかも知れませんが、古紙回収の事とか、有料ごみ袋についての、審議会としての意見を集約して、市長に答申というのがあってもいいのではないかと思うのです。

主語が誰なのかは、宇治市がこの事について「将来検討します。」ということの原案だと思うのです。原案を審議会に提案してもらわないと、僕らみたいな素人は全部審議会で作れる訳がないと思いますので、原案を作ってもらって、その原案について意見を言う。この財源はここに使ってくださいよ、とか言うのが審議会だと思うのです。

会長：「宇治市は、」という事を入れた方がいいのではないですかね。「宇治市」という

事を入れてもらえますか。それを我々が了承したという形です。古紙回収事業の所で、このような状況を踏まえ、「宇治市においては」、地域コミュニティーを担う自治会等の地域団体の影響を考慮しながら見直しについて検討します、という形で「宇治市においては」という文言を入れていただくというのと、それからもう一つ、このような状況を踏まえ、この後の有料袋化についても、「宇治市において」検討しますという形で。

あくまで主体は宇治市が検討するという事で、それをこの審議会でも、ある意味原案について賛成をしたという形のスタンスになってくるという事です。そういう主旨ですね。その方がはっきりします。という形で次の処理計画の中にその文言を入れ込むという形で。

委員：私の意見は、有料化と報償金の見直しについては抜いた方がいい。この計画が良い計画になるためには。このことは言わせてもらっておきます。

会長：だいたい皆様方の意見は、こういう形の「宇治市において」を入れてという形で、主体を明確にした上で了承するというスタンスを取りたいという事でよろしいですか。反対の委員もおられますけど。

委員：文言ですけど、これはあくまでも行政の役割としてのページに書かれているのではないのですか。

会長：おっしゃるとおりですが、念のために入れときましましょうか。行政の中の一部として行政がやると書いてありますのでおかしくはないですね。他にご意見いかがでしょうか。

委員：古紙回収事業と有料袋化については「今後検討する」ということで、意見は控えさせていただきます。申し上げたいのは、資料いただいたところの、基本計画の市民の役割です。市民の行動計画の中に環境への配慮等、色々と書いてはありますけど、これがSDGsの目標12「持続可能な商品」ということに結びついていくということを明記していただいた方が良いと思います。

会長：同じように事業所も結びついていきますね。

委員：それで、行政の役割の中に私がいつも不満に思うのが、啓発という言葉でして、これが行政用語で仕方ないのですが、啓発というのは教えてあげるという言葉としての使い方があるので、それよりは、市民や事業者による、学び学習を支援するというような表現に変えていただいた方が、私は主体性を引き出していく要素としては重要ななと思っています。

会長：基本的に行政はコーディネーター機能なのです、ごみ処理基本計画の中では。あくまでも主体は市民、事業者ですので、それに対して取り組みの支援をするという行政の役割というのを、ある意味では明確にしておきたいですね。

行政が全般的な行政として、こういう課題を抱えているという形で、次の計画を立てなさいという事ですので、宇治市が議論していく、検討していく、行政が

やるという事については、我々としては特段の異議がないだろうと思います。

つまり言い換えると、やるかやらないかは別の話ですので、そういう面から言
うと、ここの所は認めていただければいいと思います。

課題をそのままほったままで我々がこの計画を立てる、しかもその課題を知っ
ていながらというのは、ちょっと我々審議会としては、無責任な話で、やはりそ
この所ははっきりと、「検討される。」という事については、了解をしたという形
を取りたいと思いますけど。

しかし、色々皆様方から、また市民からも問題の指摘がありますので、その点
を踏まえなさいということは、我々としてはきちっとしておくべきことだろう
と思いますので、その点は一応書いてもらってという気がします。

①有料袋化の中に、環境負荷の観点から考えなさい。

②また、市の財政状況の観点から、考えなさい。

③少子高齢化からの意味からいうとそういう人達の負担にならないように、む
しろそういう人達の福祉の観点から配慮をなさい。

④また、他市のごみが流入してきている。有料化している所から、有料化して
いない所に流れてきている。そうすると、他市のごみまで何で宇治市が処理をし
なければならないのかという公平性の観点から。

⑤大量に出している人と、少量の人、一生懸命努力している人という形の中
での公平性の観点から。

そういう5つの観点がありますように、そのような状況を踏まえた上で検討を
してくださいという形でと思います。

古紙の問題についても、地域団体への影響をという形で、報償金というのとは
かなり重要な意味を持っている。特にコミュニティーの活性化の問題については重
要な意味をもっているということ、このあたりを踏まえながら検討を進めてく
ださいという形の答申をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：市民、事業者、市の取組む行動計画がそれぞれ4つ、5つあるのですが、10年
間の取組む計画とはいえ、優先順位をそれぞれの項目で。今回の第3次計画では
何を1番にやっっていこうとか、優先順位をどこかで、番号の格付けでいくのかど
うするか分かりませんが、考えた方が良くはないかなと思っています。

もう一つ、前も言っていたと思うのですが、平成40年とか39年とかあちこち
表も含めて出ているのですが、今この分かりきっている時期に、平成40年と。
改元を5月に控えているにちょっと考えた方が良くと思います。

会長：重点項目については、ある意味では行動計画のロードワークの中に書いていく
ということも出来るだろうと思います。今年はこれを重点的に取組みます、という
形の中で、早めに取り組むのがいいのか、後の方がいいのか、そういう形でメリ
ハリを付けてもらう。

また、平成については、行政の立場上難しいのかもしれませんが、西暦にした方がいいような気がしないでもないですが、出来ればせめてカッコして西暦で書いていただければ。どういう手続きになっていますか。

事務局：基本的には平成で標記することになっています。

会長：そういうのがあればそれに従ってください。

副会長：3月に策定の6月発行ですよ。

事務局：そういうイメージです。

副会長：例えば、4月になれば元号が分かりますよね。新しい元号に変えるという事ですか。

事務局：これを製本する時には元号が分かっていますので、換えて発行できれば一番いいと思います。

会長：市の約束事があるので、それに従っていただければと思います。

委員：今後の進め方ですけど、今日の話し合いを基に最終案が提案されて、それについてまた審議会で最終話し合う機会があるのですよね。

会長：いや、それはもう今日で一応ほぼ道を見たという形で、先程了解を得ましたのでこれで終わりです。我々としては、後はこれに基づいて市の方が計画を立てなさいという形になります。計画立てる時に市がどうするかは、我々は分かりませんが、基本的には市がやっていますので、それを了承したという事で、ほぼ近い形で計画案が発行されると思います。

委員：違うと思いますけど。

会長：いやいや、そんなことはないです。だから文言について、第3回、前回に二つの所で、コストと有料袋化問題があったので、今回それを踏まえた上で修正を下さい。という形の中でやってきましたので。

委員：手続きはそんなのでいいのですか。

事務局：そのつもりでいます。

委員：今日のこれは審議会の資料として出されているだけで、最終案というのを全然論議していないではないですか。これは修正案で、審議会の資料として色々な意見を言わせてもらって、あと最終案について審議して、これを答申していこうという審議会でなかったらいけないのではないですか。市はどういう段取りなのですか。そうでないと私は受け入れられませんよ。

会長：ほとんど前回認めていただいて、二つだけが課題として残ったので、その点について議論を踏まえた上で出して下さいということですので、それに基づいて我々がまた議論をしながら、しかも、今回は市民と市の見解を踏まえた上でやっていますから、全て資料として出ていますので、その上でまとめるのは必要じゃないかと。どういうふうに理解されましたでしょうか。私はそういうふうに理解していたのですけど。

- 委員：最終案がありません。最終案が。普通パブリックコメントに対する市の意見と、それに対して修正を掛けた所、それも合わせて最終案として報告があって、それを審議会の意見としてまとめるのではないですか。今日は、みんな審議会資料で色々意見を言わせてもらったけど、それを基に最終案が作られるのですよ。それを審議会に諮って、諮問を受けている訳ですから、答申していく訳です。そのあたりを整理していただかなければ責任を負えませんけどね。
- 会長：手続き的にはどうなのでしょう。私はそう理解していたのです。みなさん、いかがでしょうか。
- 委員：最終案がないのにいかがでしょうかと言われても。
- 会長：そうではなくて、どういう形でこれを捉えられているかということです。もう一回開きますか。それとも書き直して、それをこういうふうに提案しましたと形だけで。もう一回会議を開かなくてはいけないかどうかの問題ですね。基本的にはまとまりましたから。
- 委員：先程会長もおっしゃいましたとおり、市の意見がどうなのかということがある訳です。市の意見として最終案をここに出して、審議会で最終案を了承して市長に答申する訳でしょ。その手続きがありません。
- 会長：そうかな。修正の部分だけが問題になっていたのという事で、修正の所だけ出して下さい。という形で前回お願いをして、それが出てきて、それについて了解をしたということになれば、全体を了解したことになるのではないですか。それをわざわざ形にして出して。
- 委員：最終案はどこにあるのですか。議事録に残らないのではないですか。審議会で最終案を審議して、答申するという所まで手続きをしなくては。会長が勝手に答申するわけ。
- 会長：いやいや。皆様の意見をこうしてまとまった訳でしょ。
- 委員：まとまった物がないですよ、今は。
- 会長：文章になってはいないけれども。
- 委員：文章になってなかったらどうするのですか。大事な基本計画については。
- 会長：文章を作ってもらえますか。もう一回やりますか。もう一つは何かと言えば、了解を得た訳ですから、その了解をした所をちゃんと書かれているかどうかの最終案を送ってもらうという形でやるというのもあります。そういう理解をしていたのですけどね。
- 副会長：今意見を聞いていますと、とりあえずこのままだと中途半端なので、ちゃんと書き込んでいただいて、この冊子だけは作っていただくというのは必要なと思います。審議会をやるかどうかは別として。
- 会長：それをまとめて送ってもらうという形で、あるいは審議会を開くかどうかですね。基本的にはまとまった訳ですから、送ってもらうということで了承してもらうと

いう形でやりましょうか。

委員：手続きに問題があったら、これ計画は瑕疵があることになりますよ。集まって最終案を確認して、まとめて答申する。

会長：集まっていた方がいいのか、送付の方がいいのか、私は欠席させていただくことになってますが、ある程度の内容はわかりましたので。もう一回開いたほうがいいですか。それとも文だけの手続きでいいのか。そこを集まって、それを見てと形式的にはなるとは思いますけども。了承したという形にしますか。反対意見を述べられる方もおられますけど。その場を作るかどうかですね。

委員：当局に相談します。

会長：はい、わかりました。そういう事で了解をいただいたと。いずれにしましても、最終、答申を作ってもら。文章にしてもら。という手続きが必要だろうと思います。

委員：有料化と報償金の見直し以外はすばらしいと思います。

会長：ということで、ここのところ、事務局何か意見ございますか。

事務局：会長と相談させていただいてということです。

会長：基本計画というのを作っていただいて、答申という形で書いていただいて進めて行く。よろしいですか。宇治市第3次こみ処理基本計画答申という形で作っていただくと。書いていただいて、それを改めて見させていただくか、送るか。どちらか市と相談させていただく。そういう形でよろしいですか。

(委員の意見なし)

はい、ありがとうございます。そういう形でやらせていただきたいと思います。

今回も非常に活発なご議論していただきました。もう少し審議会の手続き、事務処理等を整理してもらった方がいいですね。新しい答申をする時に、こういう手順でやって欲しい等、審議会の最初に了解を得れば、手続きもスムーズになると思いますので。その確認もお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

答申を作る時に、文言の議論を踏まえてやらなければならないので、文言の齟齬があるかもしれませんので、そういうものがございましたら、事務局それから副会長に任せていただけないでしょうか。

そうしましたら、副会長と相談をしながら進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。答申が出来た後どういう手続きになるのか、日段的にも説明していただければと思います。

事務局：答申ですけど、事務局としては時間が無い中ですが、2月下旬ぐらいになるのかなと思っておりまして、会長、副会長にご相談させていただきまして、決定させていただきたいと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

答申につきましては、会長、副会長のご都合を調整させていただきまして、市

長に答申書を渡していただく予定をしております。

会 長：はい、そういう形で進めさせていただきたいと思います。やり方まで確認をしていかななくてはいけない審議会になりましたけど、事務局には手続きをしっかりと踏まえていただいた上で進めていただきます。それでは、今日の審議につきましては終わらせていただきます。ありがとうございました。

(終了)